

第1回 横浜市栄区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 議事録

日 時	令和6年12月4日（水） 午前10時45分から午後0時まで
開催場所	栄区役所本館4階2号会議室
出席者	<p>【選定委員会委員】</p> <p>委員長 豊田 宗裕 （聖徳大学 心理・福祉学部社会福祉学科 教授）</p> <p>委員 荒井 文夫 （「いでたち」 副代表）</p> <p>石井 繁晴 （栄区保健活動推進委員会 会長）</p> <p>立木 正子 （立木会計事務所 代表）</p> <p>田野井 千香子 （栄区主任児童委員連絡会 副代表）</p> <p>長谷川 桂子 （「あしたばの会」 代表）</p> <p>細田 利明 （栄区連合町内会 会長）</p> <p>本田 桂子 （栄区民生委員児童委員協議会 会長）</p> <p>【事務局】</p> <p>栄区福祉保健課長 粟竹 史明</p> <p>栄区福祉保健課事業企画担当係長 川村 好弘</p> <p>栄区福祉保健課事業企画担当 畑尻 健太郎</p>
欠席者	無し
開催形態	一部非公開（指定管理者選定スケジュール、公募要項等、評価基準及び審査方法について非公開）（傍聴者なし）
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者選定の概要及び選定委員会での審議内容について 2 委員長及び委員長職務代理者の選任について 3 委員会の公開・非公開について 4 指定管理者選定スケジュールについて 5 公募要項等について 6 評価基準及び審査方法等について
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長に豊田委員を選出、委員長職務代理者に細田委員を指名。 2 第1回及び第2回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。 第1回 指定管理者選定スケジュール、公募要項、評価基準及び審査方法等 第2回 応募団体の面接審査（当該施設の他の応募団体を除き公開）、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）及び次点候補者の選定、講評 3 指定管理者選定スケジュールについて、事務局案のとおり決定。 4 公募要項等について、事務局案のとおり決定。 5 評価基準、採点方法及び審査方法等について、事務局案のとおり決定。
議事	<p><u>1 指定管理者選定の概要及び選定委員会での審議内容について</u></p> <p>事務局から指定管理者制度並びに選定委員会の設置根拠、担当事務及び審議事</p>

項、会議録の公表について説明。

2 委員長及び委員長職務代理者の選任について

横浜市栄区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱第6条に基づき、委員長に豊田委員を選出。

同要綱第6条に基づき、委員長が職務代理者に細田委員を指名。

3 委員会の公開・非公開について

(事務局)

公開することにより適正な審査が阻害されることから、次の審議事項は非公開とする事務局案について説明。

【第1回選定委員会】

- ・指定管理者選定スケジュールについて
- ・公募要項等について
- ・評価基準及び審査方法について

【第2回選定委員会】

- ・応募団体の面接審査
- ・指定候補者及び次点候補者の選定、講評

※なお、応募団体の面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）は、当該施設の他の応募団体を除き公開。

(委員長)

特に意見がなければ、事務局案のとおりでよろしいか。

(委員)

異議なし。

4 指定管理者選定スケジュールについて

(事務局)

資料のとおり事務局案を説明。

(委員長)

特に意見がなければ、事務局案のスケジュールに基づいて、公募及び選定を行うということよろしいか。

(委員)

異議なし。

5 公募要項等について

(事務局)

公募要項その他関係書類案の記載内容について説明。

(委員長)

特に意見がなければ、事務局案のとおりでよろしいか。

(委員)

異議なし。

6 評価基準及び審査方法等について

(事務局)

次のとおり事務局案を説明

○評価基準

- ・公募要項「6 公募及び選定に関する事項の(3)エ 評価基準項目について」に記載のとおり。

○評価方法

- ・応募団体から提出された応募書類及び面接審査等を受けて、評価項目1～6は5段階で評価を行い、各項目の評価結果にそれぞれ係数を乗じて、項目の評価点を算出する。
- ・評価項目7(1)は「0点」又は「6点」の2段階評価とし、(2)はアからウまでそれぞれ「0点」又は「3点」の2段階評価とする。
- ・評価項目8(1)は-10～15点の任意の点数で評価を行い、(2)は「0点」又は「-5点」の2段階評価とする。
- ・財務状況の評価は、選定委員のうち財務に関する有識者は、健康福祉局による外部評価の結果を参考にして評価を行い、その評価結果及びその評価を付けた理由を選定委員会で共有し、財務に関する有識者以外の選定委員は、その評価結果及びその評価を付けた理由を参考にして、各自評価を実施する。

○採点方法

- ・審議時、一度仮採点した後に、各委員の仮採点及びその理由等の相互確認による協議を行い、その結果を踏まえて本採点する。
- ・面接審査のタイムスケジュールについては、1団体40分とする。

○最低制限基準の設定

- ・応募団体が1団体のみの場合でも、地域ケアプラザの運営の質を確保するため、最低制限基準を満たすことを必要とする。なお、第2回選定委員会の出席委員数に応じて次のとおり取り扱うこととする。

【第2回選定委員会の出席委員数が6人以上の場合】

- ・最低制限基準は、評価項目7及び8を除く評価基準項目の合計点(満点295点※小菅ヶ谷地域ケアプラザのみ305点)に、第2回選定委員会出席委員数から2人除いた委員数を乗じて算出した点数の60%とする。
- ・なお最低制限基準を満たしているかどうかは、第2回選定委員会出席委員のうち、評価項目7及び8を含めて最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除いた委員の、評価項目7及び8を除いた採点を合計した

点数で比較することとする。

- ・また、最高点をつけた委員が2人以上いる場合又は最低点をつけた委員が2人以上いる場合は、それぞれ1人分の配点のみを最低制限基準から除くこととする。

【第2回選定委員会の出席委員数が6人未満の場合】

- ・最低制限基準は、評価項目7及び8を除く評価基準項目の合計点（満点295点※小菅ヶ谷地域ケアプラザのみ305点）に、第2回選定委員会出席委員数を乗じて算出した点数の60%とする。

○得点について

【第2回選定委員会の出席委員数が6人以上の場合】

- ・各委員が評価基準項目に基づいて採点し、第2回選定委員会において最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除く残りの委員の採点を合計した点数とする。
- ・なお最高点をつけた委員が2人以上いる場合又は最低点をつけた委員が2人以上いる場合は、それぞれ1人分の採点のみを合計点から除くこととする。

【第2回選定委員会の出席委員数が6人未満の場合】

- ・各委員が評価基準項目に基づいて採点し、各委員の採点を合計した点数とする。

○指定候補者等の選定

選定委員会での得点が最も高い団体を「指定候補者」とし、次に高い団体を「次点候補者」とする。なお、施設に応募したすべての団体が最低制限基準に満たなかった場合は再公募を行う。

同点1位の団体が複数発生した場合の取り扱いについて、次の順で指定候補者を選定する。

- ①採点で1位をつけた委員が多かった団体
- ②小項目で最低点を入れた委員が少なかった団体
- ③小項目で満点が多かった団体
- ④委員長を含む出席委員による投票
- ⑤委員長を除く出席委員による投票

(委員長)

評価基準及び審査方法について、事務局案のとおり行うということによろしいか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

その他、事務局から補足事項等はあるか。

(事務局)

	<p>万が一、公募要項等に修正の必要が生じた場合については、事務局から委員長に確認をし、それをもって委員会による決定とさせていただきたいが、よろしいか。</p> <p>(委員)</p> <p>異議なし。</p> <p>(委員長)</p> <p>それでは、本日以降で公表までの間で修正の必要が生じた場合には、委員長に一任ということで、対応する。</p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特 記 事 項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1)選定委員会名簿</p> <p>(2)横浜市地域ケアプラザ条例 (抜粋)</p> <p>(3)横浜市栄区地域ケアプラザの候補者の選定等に関する要綱</p> <p>(4)横浜市栄区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱</p> <p>(5)横浜市の保有する情報の公開に関する条例 (抜粋)</p> <p>(6)選定スケジュール (案)</p> <p>(7)公募要項 (案)</p> <p>(8)応募関係書類 (案)</p> <p>(9)評価基準・採点方法について (案)、評価基準項目別評価シート (案)</p> <p>2 特記事項</p> <p>今回は、令和7年4月中下旬に開催予定。詳細は、後日連絡する。</p>